

川湯温泉仙人風呂における新型コロナウイルス感染症 感染拡大予防ガイドライン

初版 令和2年11月1日

仙人風呂実行委員会

—目次—

1. 趣旨
2. 基本的な考え方
3. 仙人風呂の維持管理における感染症対策
4. 仙人風呂利用者へのお願い
5. 各関係機関との連携について
6. その他

1. 趣旨

川湯温泉仙人風呂（以下、仙人風呂という。）は、川原を掘れば温泉が湧き出るという川湯温泉の特性を活かした大露天風呂で、仙人風呂実行委員会では、昭和 60 年から 35 年間に渡り継続して開設しています。毎年県内外から多くの観光客が訪れ、地域の冬の風物詩として認知されています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済活動が縮小する中で、地域住民及び観光客の安全と安心を確保したうえで、今年度も仙人風呂を開設し地域経済の振興に貢献するため、仙人風呂実行委員会が講じるべき感染症対策を取りまとめました。

なお、本ガイドラインは、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況や最新の専門家の知見等を踏まえて適宜必要な見直しを行います。

2. 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症対策については、感染のリスクが高いとされる 3 つの密（①密閉：換気の悪い密閉空間である、②密集：多くの人が密集している、③密接：互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）を回避することが重要です。

仙人風呂は野外のため自然換気がありますが、多くの人が同時に入浴し、風呂内で「密集」「密接」状態が発生することが懸念されます。また、トイレや更衣場所等において、不特定多数が高頻度に触れる箇所（手すり、ドアノブ、スイッチ類等）については、接触感染のリスクに注意が必要です。

3. 仙人風呂の維持管理における感染症対策

（1）一般事項

- ・ソーシャルディスタンス（人との間隔をできるだけ 2 メートル、最低 1 メートル空けること）の確保や咳エチケット、手洗い・消毒の励行、体調不良者への来場自粛の呼びかけ等について、看板やホームページ等により周知すること。
- ・感染防止策として取り組む内容について、利用者が見える場所に掲示すること。
- ・イベントは状況に応じて開催の判断を行い、開催にあたっては感染症対策に十分注意すること。
- ・ごみは持ち帰るように啓発すること。
- ・捨てられたごみは適切に処理すること。また、清掃やごみの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底すること。
- ・感染拡大の状況により、開湯時間及び期間の制限を行うこと。
- ・手すり、トイレ（ドアノブ、スイッチ類）等、不特定多数が触れる箇所は定期的な消毒を

行うこと。

(2) 出入口

- ・ 入口通路と出口通路を設け、利用者同士の接触を避けること。
- ・ 消毒液や感染症対策を啓発する看板を設置すること。

(3) 更衣室

- ・ 構造上「密」が避けられないため、市営駐車場更衣室は開放しないこと。仙人風呂利用者には、利用宿泊施設や自家用車内での着替えをお願いすること。

(4) トイレ

- ・ 感染症対策を啓発する案内を掲示すること。
- ・ 消毒液を設置すること。
- ・ 毎日清掃及び消毒を行うこと。
- ・ 不特定多数が接触する場所は特に注意して清掃消毒を行うこと。

(5) その他

- ・ ごみ等の処理を行い、仙人風呂周辺を適切な状態に保つための管理人を確保すること。
- ・ 管理人は、出勤時の体温測定やマスクの着用、手洗い等の感染症対策を行ったうえで従事すること。
- ・ ごみの処理にあたっては、手袋を着用し、直接触れないようにすること。また、ビニール袋に入れ、袋の口を閉じ密閉し適切に処理すること。

4. 仙人風呂利用者へのお願い

- ・ 出発前に体温測定及び健康状態のチェックを行い、発熱時や体調がすぐれない場合は、来場を控えてください。
- ・ こまめな手洗い・消毒、せきエチケットなど基本的な感染症対策の徹底をお願いします。
- ・ 宿泊施設や自家用車から仙人風呂への移動の際はマスクの着用をお願いします。
- ・ 仙人風呂内では、人との間隔をあげ、大声での会話は控えてください。
- ・ 混雑が予想される日は来場を控え、また仙人風呂が混みあっている場合は時間をずらすなど、「密」を避けた利用をお願いします。
- ・ ごみは必ず持ち帰ってください。
- ・ 仙人風呂が閉場した後は速やかに帰宅してください。
- ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のインストールをお願いします。
- ・ 「仙人風呂入浴にあたっての注意点」を遵守してください。

5.各関係機関との連携について

- ・感染症対策の実施及び感染の疑いのある者が発生した場合の対応に際し、速やかな連携が図れるよう、田辺保健所及び各関係機関との連絡体制を整えること。
- ・仙人風呂内で感染が疑われる者が発生した場合、救急搬送を要請し、医療機関へ搬送するとともに事後の状況を把握すること。
- ・田辺保健所管内又は近隣市町村で感染が拡大した場合は、仙人風呂の閉鎖又は開湯期間及び開湯時間の制限について、専門家と協議し判断すること。
- ・国又は地方公共団体からイベント自粛や外出自粛要請等が発令された場合は、要請の趣旨に従い感染拡大防止に努めること。

6.その他

- ・仙人風呂実行委員は、各業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。
- ・地域住民に対し、感染症対策や啓発活動の周知に努めること。

(参考)

- ・ホテル業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン(一般社団法人日本ホテル協会)
- ・浴場業(公衆浴場)における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会)
- ・外食業の事業継続のためのガイドライン(一般社団法人日本フードサービス協会)
- ・和歌山県感染拡大予防ガイドライン:その他の施設(和歌山県)